



熊本県公報

第 1 2 1 9 8 号

平成 25 年 3 月 19 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 公 告**
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 登 載 依 頼**
- 第 3 7 回熊本県地方港湾審議会を開催…………… (熊本県地方港湾審議会) 6
- 熊本県「無らい県運動」検証委員会… (熊本県「無らい県運動」検証委員会) 7

告 示

熊本県告示第 2 4 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 4 4 条の 9 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
日豊興産株式会社	熊本市東区御領七丁目 2 - 2	平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県告示第 2 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村乙字高野鶴 4 4 2 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 8 番地先まで	前	5.3 ～ 13.0	1088.0	付替県道
		球磨郡五木村乙字高野鶴 4 4 2 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 8 番地先まで	後	5.3 ～ 13.0	1088.0	

		球磨郡五木村乙字高野鶴 4 3 9 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字田口 2 9 9 4 番地先まで	11.5 ～ 66.3	932.0	
--	--	--	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県告示第 2 4 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字肥 3 0 4 2 番 4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字肥 3 0 4 2 番 4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 5 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字鹿子原 1 7 1 2 番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鹿子原 1 7 1 2 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字板木 2 7 5 8 番 3 地先から	前	13.5	26.0	2 4 条 工事（ 仮設棧 橋撤去
		同所		15.7		
		2 7 5 8 番 3 地先まで		11.7		

			後	～ 12.7	26.0)
--	--	--	---	-----------	------	---

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 19 日

熊本県告示第 252 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字古閑ノ下 1511番2地先から 山鹿市城字鬼天神 1312番2地先まで	前	5.5 ～ 18.6	280.0	全防改
			後	11.5 ～ 36.9	280.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 19 日

熊本県告示第 253 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字古閑ノ下 1500番3地先から 山鹿市城字鬼天神 1387番1地先まで	前	15.7 ～ 21.7	132.0	全防改
			後	19.1 ～ 34.4	132.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 19 日

熊本県告示第 254 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上野田黒淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字手水野 805番地先から 同所 805番地先まで	77.0	全防改

2 供用を開始する期日 平成 25 年 3 月 19 日

公 告

熊 本 県 公 告 第 1 4 1 号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 國昭	八代市豊原中町 2 4 5 1 番地
理事	福岡 文雄	八代市奈良木町 5 3 2 番地
理事	作田 末喜	八代市本野町 1 7 6 4 番地
理事	内田 保広	八代市平山新町 5 6 0 6 番地
理事	田中 茂光	八代市大福寺町 9 6 番地
理事	田上 清次	八代市植柳下町 2 8 2 5 番地 2
理事	兵藤 敏行	八代市敷川内町 7 1 0 番地
理事	松下 健一	八代市揚町 3 3 0 番地
理事	小林 幸生	八代市催合町 8 4 1 番地 1
理事	植田 直年	八代市高植本町 1 2 4 1 番地
理事	千代永 義光	八代市水島町 2 2 0 1 番地 1 6
理事	下山 竹次郎	八代市日奈久山下町 3 4 1 6 番地
理事	村上 清弘	八代市日奈久新田町 2 1 5 1 番地
理事	杉本 秀雄	八代市日奈久新田町 3 7 2 5 番地
理事	犬置 久男	八代市日奈久大坪町 9 9 6 番地
監事	園田 悟	八代市高下東町 1 4 8 番地
監事	内藤 浩幸	八代市高植本町 1 1 2 5 番地
監事	松本 幸一	八代市植柳下町 4 2 3 9 番地
監事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町 4 4 5 0 番地
就任		
理事	園田 悟	八代市高下東町 1 4 8 番地
理事	満山 学	八代市奈良木町 2 9 2 番地
理事	湯野 和也	八代市豊原下町 3 6 0 8 番地
理事	緒方 和博	八代市平山新町 5 7 4 5 番地
理事	松本 幸一	八代市植柳下町 4 2 3 9 番地
理事	清田 漸	八代市植柳下町 3 1 1 3 番地 3
理事	松下 健一	八代市揚町 3 3 0 番地
理事	千代永 義光	八代市水島町 2 2 0 1 番地 1 6
理事	小林 幸生	八代市催合町 8 4 1 番地 1
理事	松下 文雄	八代市敷川内町 1 8 3 6 番地
理事	内藤 敏	八代市催合町 9 2 番地 1
理事	杉本 秀雄	八代市日奈久新田町 3 7 2 5 番地
理事	河野 晃	八代市日奈久大坪町 5 9 8 番地 2
理事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町 4 4 5 0 番地
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町 1 9 3 5 番地 4
監事	井上 好秋	八代市本野町 9 8 4 番地
監事	西村 壽美雄	八代市大福寺町 2 5 8 3 番地
監事	植田 直年	八代市高植本町 1 2 4 1 番地
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町 3 5 9 1 番地

熊 本 県 公 告 第 1 4 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番97及び同4652番115
 480.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町光の森六丁目15-5 グレース光の森209号
 宮本 龍治

熊本県公告第143号

宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岩崎 良公	宇土市長浜町又511番地の3
理事	中村 清廣	宇土市長浜町338番地
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町3249番地
理事	田中 房信	宇土市長浜町369番地
理事	中村 実	宇土市長浜町547番地の1
理事	野田 秀則	宇土市下綱田町1588番地の2
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町1番地
理事	米原 政博	宇土市長浜町580番地の3
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66番地
理事	田中 太	宇土市長浜町507番地
監事	濱口 龍治	宇土市下綱田町3942番地の3
監事	西村 博	宇土市長浜町434番地の3
監事	中村 正也	宇土市長浜町333番地
就任		
理事	岩崎 良公	宇土市長浜町又511番地の3
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町3249番地
理事	田中 房信	宇土市長浜町369番地
理事	中村 実	宇土市長浜町547番地の1
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町1番地
理事	米原 政博	宇土市長浜町580番地の3
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66番地
理事	田中 太	宇土市長浜町507番地
理事	宮本 俊宏	宇土市長浜町125番地の1の1
理事	宮本 豊司	宇土市上綱田町3746番地の1
監事	濱口 龍治	宇土市下綱田町3942番地の3
監事	西村 博	宇土市長浜町434番地の3
監事	中村 正也	宇土市長浜町333番地

熊本県公告第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡益城町大字島田字本開188番2の一部及び同188番3
 303.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市東区桜木2丁目13番25号
 中村 裕規
 中村 恵美

熊本県公告第 1 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字本開 1 9 2 番 2
3 5 7 . 0 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇郡西原村大字河原 2 2 3 0 番地 1 4
中原 誠一

熊本県公告第 1 4 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Y o u ランド玉名
玉名市中字寺畑 1 6 8 6 番地 3
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
司観光開発玉名駅前商業施設	Y o u ランド玉名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ニューコ・ワン株式会社 熊本市御領五丁目 1 番 8 0 号	ニューコ・ワン株式会社 熊本市東区平山町 3 0 0 6 番 2 号
株式会社ファミリーマート 代表取締役 上田 準二	株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇
株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎 栄一 鹿児島県鹿児島市東開町 8 番地 8	株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊 孝男 福岡県福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号

- 3 届出年月日
平成 2 5 年 3 月 6 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県玉名地域振興局総務部
総務振興課
平成 2 5 年 3 月 1 9 日から平成 2 5 年 7 月 1 9 日まで

登載依頼

熊本県地方港湾審議会公告第 1 号

第 3 7 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。
平成 2 5 年 3 月 1 9 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 2 5 年 3 月 2 1 日（木） 午後 2 時～午後 4 時
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 5 1 号
ホテル熊本テルサ 3 階 たい樹
- 3 議題
(1) 熊本港港湾計画の変更
(2) 熊本港臨港地区内における分区の変更
(3) 八代港港湾計画の変更
- 4 傍聴者の定員

- 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部河川港湾局港湾課）
（電話096-333-2515）

熊本県「無らい県運動」検証委員会公告第2号

第6回熊本県「無らい県運動」検証委員会を次のとおり開催します。

平成25年3月19日

熊本県「無らい県運動」検証委員会
委員長 内 田 博 文

- 1 日時
平成25年3月26日（火）午後2時から
- 2 場所
国立療養所菊池恵楓園 社会交流会館（合志市栄3796番地）
- 3 議題
(1) 県からの報告について
(2) 今後の進め方について
(3) 提出原稿の処理について
(4) 委員及び協力員からの執筆に関する報告について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
委員会の会議は、原則公開とし、傍聴手続の概要は次のとおりとします。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもあります。
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県「無らい県運動」検証委員会事務局（熊本県健康福祉部健康づくり推進課内）
（電話096-333-2210）